

# Ⅲ <権利擁護の支援>

## 1 虐待防止・人権相談

ぎゃくたいぼうし・じんけんそうだん

### (1) 湯河原町障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日から虐待による障がい者の権利や尊厳を守るため「障害者虐待防止法」が施行されました。

町では、役場社会福祉課内に「障がい者虐待防止センター」を設置しています。

障がい者への虐待に関する通報・相談がありましたら、ご連絡ください。障がい者への虐待をなくすため、ご協力をお願いいたします。

- 問合せ 湯河原町障がい者虐待防止センター（湯河原町社会福祉課内）  
☎内線 311・312

### (2) 神奈川県障害者権利擁護センター

NPO法人神奈川県障害者自立支援センター内に神奈川県権利擁護センターが設置され、雇用の場での障がい者への虐待に関する通報・相談を受け付けています。

- 問合せ 厚木市愛甲1丁目7番6号 ☎046-265-0604  
FAX046-265-0664 E-mail [kp.kenriyo-go@kilc.org](mailto:kp.kenriyo-go@kilc.org)

### (3) 子どもの人権110番

いじめは、大人の目につみにくいところで行われることが多く、自殺など重大な結果に至って初めて気がつくという例が少なくありません。そのほかにも、教師による体罰や親による子どもの虐待など、子どもの人権問題が数多く生じています。

- 問合せ 横浜地方法務局 人権擁護課（☎045-212-4365）

### (4) 子ども人権相談室

いじめや体罰の問題など、子どもの人権に関わるような悩みを受け付けています。近隣での虐待の情報提供なども取り扱います。「おかしいな」、「心配だな」と思われるときは電話をしてください。同様の相談は、小田原児童相談所でも受け付けています。

- 問合せ ▽県立総合療育相談センター 毎日  
午前9時～午後8時 ☎0466-84-1616  
▽小田原児童相談所 月～金（年末年始・祝祭日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎32-8000

### (5) かながわ男女共同参画センター

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、家族・親族間のトラブルに悩む方のため、専任の相談員や専門家が解決のお手伝いをします。相談は無料、秘密は守られます。

- 問合せ かながわ男女共同参画センター ☎0466-27-2111

## (6) 消費生活センター

「小田原市消費生活センター」は、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町にお住まいの方の、消費生活相談窓口、消費者活動と交流の場としてご利用いただくことを目的とした、「消費者が主役」の施設です。消費生活相談員が、商品・役務その他消費生活によって生じた問題の相談などに応じます。

	説明
相談日	月曜日～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）
相談時間	午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
専用電話	0465-33-1777
住所	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所内

※ かながわ中央消費生活センター（神奈川県）では、市町村で相談窓口を開いていない日やプライバシーなど特別な理由で市町村での相談を希望しない方などからの相談を受け付けています。

	説明
相談日	月曜日～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）
相談時間	午前9時30分～午後7時
専用電話	045-311-0999
住所	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 県民センター内

## (7) 人権相談・行政相談

毎月10・20日に人権擁護委員、行政相談員、民生委員児童委員による「心配ごと行政相談」が開かれています。

実施日	場所	時間
10日	宮下会館福寿室	13:00～16:00
20日	文化福社会館福寿室	13:00～16:00

## 2 成年後見制度

### (1) かながわ権利擁護相談センター（あしすと）

高齢で認知症になった親の家が、知らない間に他人のものになっていた。親が亡くなった後、障がいを理由に財産の相続を断られた。障害年金を家族に使い込まれている。障がいのある方の借金について、家族が代わりに返済を迫られているなど、障がいのある方（身体・知的・精神障がい）、高齢の方（おおむね65歳以上）の権利を守るための相談、福祉サービスの利用、日常の金銭管理などへの支援や福祉サービスの利用・契約などに関する苦情相談などを行います。また、障がい者への虐待に関する相談も受け付けています。

◆ 開館日時

成年後見相談	弁護士専門相談
電話相談 月～金曜日 午前9時～午後5時	電話予約・来所相談 第1・3火曜日 午後1時40分～午後4時15分 (予約制1回45分)

● 問合せ 社福) 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター  
 「あしすと」 ☎045-312-4818 FAX045-322-3559

**(2) 横浜家庭裁判所小田原支部**

成年後見制度の利用・申立てを受け付けます。

● 問合せ 小田原市本町1-7-9  
 ☎ 0465-22-6946

**(3) 小田原公証役場**

任意後見制度の任意後見契約書を作成します。

● 問合せ 小田原市栄町1-5-20  
 ☎ 0465-22-5772

**(3) 神奈川県弁護士会**

**みまもりダイヤル**

弁護士による15分間の無料電話相談。  
 その他有料法律相談も行っています。

● 相談先 ☎ 045-211-7707  
 月～金曜日 9:30～12:00  
 13:00～16:30  
<http://www.kanaben.or.jp/index.html>

**(4) 神奈川県社会福祉士会**

**ぱあとなあ神奈川**

社会福祉士による無料相談窓口。  
 後見人等の推薦も行います。

● 相談先 ☎ 045-314-5500  
 火・金曜日 16:00～17:00  
[http://www.kacsw.or.jp/adult\\_guardianship/](http://www.kacsw.or.jp/adult_guardianship/)

**(5) 成年後見センター**

**リーガルサポート神奈川支部**

司法書士による無料相談窓口。

● 相談先 ☎ 045-663-9180  
 月・金曜日 15:00～17:00  
 水曜日 10:00～12:00  
<http://www.ls-kanagawa.jp>

**(6) コスモス成年後見サポート**

**センター神奈川支部 かなさぽ**

後見活動や制度の相談を行う行政書士  
 をご紹介いたします。

● 問合せ ☎ 045-222-8628  
 月～金曜日 13:00～16:00  
<http://www.kanasapo.com/>

**(7) 東京地方税理士会**

**成年後見支援センター**

税理士による無料相談窓口。

● 相談先 ☎ 045-315-2070  
 第1～第4 水・金曜日  
 10:00～12:00・13:00～16:00

**(8) 法テラス**

制度説明や相談窓口をご案内します。

● 相談先 ☎ 0570-078374  
 平日 9:00～21:00  
 土曜日 9:00～17:00

※ (1)～(8) すべて年末年始・祝祭日を除く